第５節　部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ１から８までのとおりとする。

1　指揮支援部隊

⑴　指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

⑵　指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、航空指揮支援隊長及び情報統括支援隊長とする。

⑶　指揮支援部隊長

ア　指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。

ウ　指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。

エ　指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

オ　指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動に関して、災害に係る情報の収集及び管理を情報統括支援隊長に委任することができる。

⑷　指揮支援隊長

ア　指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。

⑸　航空指揮支援隊長

ア　航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

⑹　情報統括支援隊長

ア　情報統括支援隊長は、指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする。

イ　情報統括支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより情報統括支援隊を編成するものとする。

2　統合機動部隊

⑴　統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。

⑵　統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　統合機動部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

4　ＮＢＣ災害即応部隊

⑴　ＮＢＣ災害即応部隊は、ＮＢＣ災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年８月29日政令第379号）第１条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　ＮＢＣ災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　ＮＢＣ災害即応部隊長は、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

5　土砂・風水害機動支援部隊

⑴　土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。

6　安全管理部隊

⑴　安全管理部隊は、被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。

⑵　安全管理部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　安全管理部隊長は、安全管理部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、安全管理部隊指揮隊を編成するものとする。

7　救急特別編成部隊

⑴　救急特別編成部隊は、多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。

⑵　救急特別編成部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　救急特別編成部隊長は、統括救急隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、救急特別編成部隊統括救急隊を編成するものとする。

8　航空部隊

⑴　航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。

⑵　航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。

⑶　航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。

⑷　航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第６節　部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、安全管理部隊指揮隊、救急特別編成部隊統括救急隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　統括指揮支援隊及び指揮支援隊

⑴　指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。